

特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届について

宮城県環境生活部循環型社会推進課
宮城県各保健所

◎次の場合には変更届の提出が必要となります。

変更後10日以内に、「変更（廃止）届出書」（規則様式第17号）に必要な書類を添付のうえ提出してください。ただし、添付書類に法人の履歴事項全部証明書が必要な場合は、30日以内の提出となります。
提出方法は、許可を受けた所管の窓口への郵送又は持参です。提出部数は1部ですが、控えが必要な場合は、あらかじめコピーを御用意ください。（郵送の場合は返信用封筒も同封してください。）

変更事項	添付書類	備考
住所	①(個人の場合)：住民票の写し (法人の場合)：履歴事項全部証明書 ②位置図	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付
事業場等(駐車場等)の所在地	①位置図及び配置図 ②土地の登記簿謄本 (土地を賃借する場合は、登記簿謄本と契約書等の写し)	・賃借した土地を使用する場合は、登記簿謄本に加えて使用権原を証する書類(契約書・承諾書等)が必要
氏名又は名称	(個人の場合) 「住民票の写し」及び「登記されていないことの証明書」 (法人の場合) 履歴事項全部証明書及び定款又は寄付行為の写し	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付
法人の組織 合名会社→合資会社 有限会社→株式会社 など	①履歴事項全部証明書 ②定款又は寄付行為の写し	・個人→法人、合資会社→有限会社の変更の場合は、新たに許可が必要
法人の役員(その他法人に支配力を有する者も含む)、5%株主、使用人、法定代理人など	①履歴事項全部証明書 ②新旧対照表(就任・辞任を明示) 【以下新たな者のみ】 ①住民票の写し ②「登記されていないことの証明書」	・住民票は本籍記載のもの ・変更前の事項を閉鎖した場合は、閉鎖事項全部証明書も併せて添付 ・保有株式数のみの変更は届出不要ですが、それに伴って5%株主の人員に変更がある場合は届出が必要です。
事業の(一部)廃止	廃止する事項を記載した書類	・全部廃止の場合は許可証原本
車両、船舶 (増車、更新、廃車等)	車両・船舶の新旧対照表 【以下新規分のみ】 ①車検証の写し(船舶の場合は、船舶国籍証書、船舶検査証書等の写し) ②車、船舶の写真(前・横)	・賃借する場合はその使用権を証する書類(使用する車両、船舶のみの賃借契約書、借用書等) ・写真は前・横ともに全体が写っているもの。
積替え・保管の場所に関する下記の事項 ・所在地 ・面積 ・積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 ・積替えのための保管上限 ・法定の保管高さのうち最高のもの	①見取図、配置図、平面図、立面図、構造図 ②施設の所有権(又は使用権原)を証する書類	・変更に係る事業計画書

注) ①_____の付いている書類は発行日より3ヶ月以内のものの原本を添付

②住民票は、マイナンバー記載のないもの

③変更内容により、許可証の書換えを行います。書換え後の許可証受け取りの際には、旧許可証を窓口に返還してください。

**特別管理産業廃棄物処理業 廃止
変更 届出書**

年 月 日

宮城県知事 殿

住 所

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け第 号で許可を受けた特別管理産業廃棄物処理業に係る以下の事項について 廃止 したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第3項において準用する同法第7条の2第3項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。
変更

	新	旧
廃止した事項又は変更した事項の内容（規則第10条の23第1項第2号に掲げる事項を除く。）		

変更した事項の内容（規則第10条の10第1項第2号に掲げる事項）

（変更内容が法人に係るものである場合）※法定代理人、株主及び出資をしている者の変更		
（ふりがな） 名 称	住 所	
（変更内容が個人に係るものである場合）※法定代理人、役員（法定代理人が法人である場合の当該法人の役員を含む。）、株主、出資をしている者及び使用人の変更）		
（ふりがな） 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

廃止又は変更の理由	
-----------	--

備考

- 1 この届出書は、廃止又は変更の日から10日以内に提出すること。（ただし、添付書類に法人の履歴事項全部証明書が必要な場合30日以内）
- 2 各欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、この様式の例により作成した書面を添付すること。

車両の写真

自動車登録番号又は 車両番号			
正 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の全面（真正面）を撮影すること ・ナンバープレートが確認できること 		
側 面 写 真	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の側面（真横）を撮影すること ・名称等の車体の表示が確認できること <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>既に許可を有している場合には、所定の事項（「産業廃棄物収集運搬車」、「会社名（事業者名）」、「許可番号」が表示されていること。 車体の表示が読み取れない場合には、表示部分を拡大した写真も添付すること。</p> </div>		
		撮影	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

◎宮城県産業廃棄物許可申請窓口一覧

担 当 公 所	郵便番号・住 所	電 話	所 管 区 域
仙南保健所 (仙南保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-1243 大河原町字南 129-1 (大河原合同庁舎内)	0224-53-3118	白石市、角田市、蔵王町、 七ヶ宿町、大河原町、 村田町、柴田町、川崎町、 丸森町
塩釜保健所 (仙台保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	985-0003 塩釜市北浜 4-8-15	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、 富谷市、松島町、 七ヶ浜町、利府町、 大和町、大郷町、大衡村
塩釜保健所岩沼支所 (仙台保健福祉事務所岩沼支所) 環境廃棄物班	989-2432 岩沼市中央 3-1-18	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理町、 山元町
大崎保健所 (北部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	989-6117 大崎市古川旭 4-1-1 (大崎合同庁舎内)	0229-91-0711	栗原市、大崎市、色麻町、 加美町、涌谷町、美里町
石巻保健所 (東部保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	986-0850 石巻市あゆみ野 5-7 (石巻合同庁舎内)	0225-95-1447	石巻市、登米市、 東松島市、女川町
気仙沼保健所 (気仙沼保健福祉事務所) 環境衛生部環境廃棄物班	988-0066 気仙沼市東新城 3-3-3	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
環境生活部 循環型社会推進課施設班	980-8570 仙台市青葉区本町 3-8-1 (行政庁舎13階)	022-211-2648	仙台市(積替え保管無し)、 宮城県外

◎仙台市内の行政担当機関

仙台市環境局廃棄物事業部事業ごみ減量課 事業係 022-214-8235 施設係 022-214-8236 仙台市青葉区二日町6-12 二日町第二仮庁舎2階

◎産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会

【実施機関】 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116 【受付機関】 (一社)宮城県産業資源循環協会(宮城会場のみ) 宮城県仙台市青葉区木町通1-4-15 仙台市交通局本局庁舎4F TEL:022-290-3810 FAX:022-290-0381
